

民法改正 条数対照表

平成29法44及び平成30法72による改正前後の民法の対応する条数を次に掲げる。  
 ①②は項、㉑㉒は号を示す。改正前の条文に対応する規定がない場合又は条文が削除された場合は「—」と表記した。  
 改正前欄に表記のない条は、その条に改正がないか又は同一性を欠かない程度において改正がなされているものである。

改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
105	—	477	476	638	—
106	105	480	478	639	—
107	106	489	488④	640	—
147	147, 148	490	491	1000	—
148	153	491	489	1028	1042
149	147①㉑	499②	500	1029	1043
150	147①㉑	516	—	1030	1044
151	147①㉑	517	—	1031	1046①
152	147①㉑	521	523	1032	1046②
153	150	522	—	1033	1047①㉑
154	148, 149	523	524	1034	1047①㉑
155	154	524	525	1035	1047①㉑
156	152②	525	526	1036	1046②
157	147②, 148②, 152①	526①	—	1037	1047④
167	166①②	526②	527	1038	1045①
169	—	527	—	1039	1045②
170	—	530①	529の3	1040	—
171	—	530②	530	1041	—
172	—	530③	529の2①	1042	1048
173	—	534	567	1043	1049
174	—	535	—	1044	—
174の2	169	542	542①㉑	—	—
363	520の17, 520の20	543	542①㉑㉒②㉑	—	—
365	520の7	560	561	—	—
432	436	562	—	—	—
433	437	563	565	—	—
434	—	564	566	—	—
435	438	565	563, 564, 566	—	—
436	439	566	565	—	—
437	—	567	570	—	—
438	440	570	562~564	—	—
439	—	571	533	—	—
440	441	589	587の2③	—	—
441	—	597②但書	598①	—	—
469	520の2	597③	598②	—	—
470	520の10	598	599	—	—
471	520の18, 520の10	599	597③	—	—
472	520の6	621	622	—	—
473	520の20, 520の6	634①	636	—	—
476	—	635	636	—	—

民法改正 条数対照表

→ 条数対照表はカードもあります

バッグンの 開きやすさ

資料

民法 (改正前則)

② この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百一十一条の規定にかかわらず、婚姻をするものとして、前項の規定による婚姻については、旧法第七百一十七条、第七百四十四条、旧法第七百四十一條において準用する場合を含む。及び第七百五十三條の規定は、なおその効力を有する。  
 (縁組に関する経過措置)  
 第四條 施行日前に結ばれた縁組の取消し、養親となる者が成年に達していないこと理由とするものに限る。については、新法第四條、第七百九十二條及び第八百四十四條の規定並びに附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第二六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。  
 (施行期日)  
 第一條 この法律は、公布の日から起算し、内において政令で定める日(令和・一・七)から施行する。ただし、次の各号に掲げる日から施行する。  
 一 附則第三十條(民法の一部を改正する法律)の一部改正及び第三十一條の規定  
 二 第一條中民法第九百六十八條、第九百八十二條の改正規定並びに附則から起算して六月を経過した日(平成三〇年四月一日)  
 三 第一條中民法第九百九十八條、第九百九十九條の改正規定並びに附則第七條及び第九條の一部を改正する法律(平成三〇年四月一日)(令和・一・四・一)  
 四 第二條(民法の一部改正)並びに附則第三十條(民法の一部改正)並びに附則第九條(公布の日から起算して二年を超えない範囲で定める日(令和・一・四・一)(平成三〇年四月一日)(令和・一・四・一))  
 五 (民法の一部改正に伴う経過措置の原則)  
 第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前には、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
 (共同相続における権利の承継に関する経過措置)  
 第三條 第一條の規定による改正後の民法(以下「新民法」という)第九百九十九條の規定は、施行日前に開始した相続において遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行

日以後にその承継の通知がされるときも、適用する。(夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置)  
 第四條 新民法第九百九十九條第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。  
 (遺産の分割前における居住用金債権の行使に関する経過措置)  
 第五條 施行日前に開始した相続において、遺産の分割前における居住用金債権の行使に関する経過措置は、適用しない。

開きがよく、平らになるので...  
 マーカーもメモ書きも  
 ラクラクできます!

180度開く.....  
 しなやかで丈夫な製本!!

ポケ穴は...  
 奥まで開くから  
 とても使いやすい

メモできる!!

民法

第一〇條 第一條の規定による改正後の民法(次項において「第四号民法」という)第九百二十八條から第九百四十四條までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という)以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。  
 ② 第四号民法第九百二十八條から第九百四十四條までの規定は、第四号施行日前にされた遺産については、適用しない。  
 (政令への委任)  
 第三一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

メモできる!!